

保健福祉関係 <つづき>

12	敬老給付金	<p>4 市町村で実施していますが、給付対象者・給付金額に違いがあります。合併時、新市において基準を設け実施します。</p> <p>【概要】高齢者に対し敬老の意を表し、その長寿を祝福するために給付金を贈る。</p> <p>【対象者】毎年敬老の日現在で市内に6ヶ月以上居住し、当該年度の3月31日において88歳の者及び100歳以上の者（老人福祉施設入所者を除く）。</p> <p>【支給金額】88歳：10,000円 100歳以上：50,000円</p>
13	敬老訪問・敬老祝品	<p>4 市町村で実施していますが、給付対象者に違いがあります。合併時、新市において基準を設け実施します。</p> <p>【概要】高齢者に対し敬老の意を表し、その長寿を祝福します。</p> <p>【対象者】市内に住所を有する88歳と100歳以上の高齢者</p>
14	寝たきり高齢者等家庭介護者慰労金給付事業	<p>4 市町村で実施していますが、支給金額に違いがあります。合併後、2年の間に下記により施設整備や施策の充実を図るため、段階的に廃止します。</p> <p>介護慰労金は、施設入所を希望しながらも在宅介護を余儀なくされているケースや、地域の在宅サービスの種類や量が足りないため、介護が大きな負担となっているケース、低所得のためサービスを利用できないケースなどの事情を抱えた介護者に対し、その労苦をねぎらい、精神的・身体的苦痛を慰労するため支給されており、介護の負担軽減が目的となっている。</p> <p>これらを解消するためには、新市において、施設の設置や誘致による待機者の解消や、在宅介護者を支援するための施策の充実、さらには新しい介護サービスの実施が必要となる。</p> <p>しかしながら、これらのことを合併時まで全てを行うことは困難であり、また、新市においても経年的に各種施策を充実させていかなるを得ない。</p> <p>一方で、介護保険制度施行後、低所得者を除く介護者は、介護保険による老人保健施設や療養型病床群の各施設が準備されており、また、在宅サービスについてもサービス量は足りている状況にある。</p> <p>以上のことから、合併後、2年間で施設整備や各種サービスの充実、新サービスの実施を行い、その間に介護者慰労金を段階的に減額し、廃止することとし、あわせて支給対象者の要件に「市町村民税非課税世帯に属する者」を加えることとする。</p> <p>【支給対象者】4市町村とも同内容であり、そこに「市町村民税非課税世帯に属する者」を加える。</p> <p>【経過措置間の支給金額】平成17年度：30,000円 平成18年度：15,000円</p>
15	保養センター利用券	<p>白田町が単独で実施しています。介護予防ふれあいサロン事業など新規事業の実施や在宅高齢者福祉事業の実施地域拡大、また介護保険制度での新市単独の低所得者対策を図るなどの各種現物の給付による事業を行うこととなっており、保養センターの利用券での給付は、合併時、廃止します。</p>
16	配食サービス事業	<p>白田町・浅科村・望月町で実施していますが、実施内容に違いがあります。合併時、在宅介護支援センターによる相談支援やコーディネイトによって、民間事業者等（NPOを含む）がサービス提供者となって実施する配食サービスを活用します。また、サービス提供者については、利用者が自ら自由に選択し契約によってサービスが利用できるよう、相談支援やコーディネイトを行います。</p>

経済関係

17	土地改良事業補助金	<p>4 市町村が同様に実施していますが、補助金額に違いがあります。合併時、新市において、補助率又は補助額を統一します。</p>
18	土地改良事業分担金	<p>佐久市・浅科村・望月町が実施していますが、分担金に違いがあります。合併時、新市において、負担率又は負担額を統一します。</p>
19	森林組合	<p>佐久市・浅科村・望月町が佐久森林組合の組合員であり、白田町のみが南佐久北部森林組合の組合員です。合併時、現行どおりとします。</p> <p>南佐久北部森林組合が、定款を変更（新市の旧白田町区域を組合の範囲とする）することにより、現白田町組合員の権利は存続されます。両組合の指導、施策等の範囲は、現行の地域を尊重しますが、新市発足後、新市の区域が一体となるよう検討していきます。</p>
20	農地法申請受付処理	<p>4 市町村で実施していますが、審議の方法に違いがあります。合併時、審議の方法は佐久市の例により統一します。権限移譲を受ける時期は、新市発足時とします。</p>

協議会開催のお知らせ

第12回佐久市・白田町・浅科村・望月町合併協議会を開催します

日時：平成16年8月19日（木）午後3時30分～ 場所：佐久市役所 8階大会議室

会議は傍聴できます

会議開始15分前に傍聴証を配布します。（定員20名）

定員を超えると抽選になりますが、モニター視聴もできますので、傍聴にお出かけください。



ホームページを開設しています

合併協議会では、協議状況などの情報を広く住民の皆さんに提供するため、ホームページを開設しています。ぜひご覧ください。

佐久市・白田町・浅科村・望月町合併協議会事務局

〒385-8501 長野県佐久市大字中込3056（佐久市役所3F）
 TEL ● 0267-62-2111（内線366）/ FAX ● 0267-62-7862
 Eメール ● gappei@city.saku.nagano.jp
 ホームページアドレス ● <http://www.city.saku.nagano.jp/gappei/index.htm>